

富山県呉羽青少年自然の家の管理に係る業務仕様書

令和 8 年 8 月

富山県教育委員会

＜ 目 次 ＞

1 青少年自然の家の目的	1
2 法令等の遵守	1
3 人員体制	1
(1) 県教育委員会が配置する職員	1
(2) 指定管理者が配置する職員	1
(3) 指定管理者が配置する補助指導員	1
4 指定管理者が行う業務の範囲・内容	2
(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務	2
(2) 利用の承認に関する業務	3
(3) 利用料金等の徴収に関する業務	3
(4) 指導業務	4
(5) その他の業務	5
(6) 指定管理者の業務から除く範囲	5
(7) その他	5
5 野外活動ボランティア・リーダー養成講座の実施	5
6 保険への加入	6
7 その他留意事項	6
(1) 県教育委員会からの要請への協力	6
(2) 協議	6
(別紙1) 施設保守管理 仕様明細書	7
(仕様書1) 清掃業務仕様書	9
(仕様書2) 暖房設備及び給湯排水設備保守運転業務仕様書	12
(仕様書3) 自家用電気工作物保安管理業務仕様書	13
(仕様書4) 消防設備保守点検業務仕様書	16
(仕様書5) 地下タンク清掃業務及び地下タンク漏洩検査業務仕様書	18
(仕様書6) ボイラー性能検査事前整備点検及び性能検査業務	19
(仕様書7) 浄化槽保守点検等業務仕様書	20
(仕様書8) 宿泊室等の寝具・シーツ類等の洗濯業務仕様書	21
(仕様書9) 給食業務仕様書	22
(仕様書10) 石綿含有保温材(煙突断熱材)飛散状況調査業務仕様書	23
(仕様書11) ばい煙測定調査業務仕様書	24
(別紙2) 主催事業の例示	25
(別紙3) 野外活動ボランティア・リーダー養成講座実施要綱	26

富山県呉羽青少年自然の家の管理に係る業務仕様書

富山県呉羽青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の指定管理者が行う業務の範囲及び内容等は、この仕様書による。

1 青少年自然の家の目的

青少年自然の家は、青少年が自然に親しみ、自然の中での集団宿泊生活を通じて、その情操や社会性を豊かにし、心身を鍛練し、もって健全な青少年の育成を図ることを目的とする社会教育施設である。

2 法令等の遵守

青少年自然の家の管理運営業務を行うにあたって、次に掲げるものをはじめ、関連法令がある場合は、それらを遵守することとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 富山県青少年自然の家条例
- (3) 富山県青少年自然の家条例施行規則
- (4) 富山県個人情報の保護に関する法律施行条例
- (5) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法令
- (6) 水質汚濁防止法、浄化槽法その他衛生関係法令
- (7) 旅館業法

3 人員体制

管理運営業務を円滑に遂行するため、次のとおり人員を配置することとする。

(1) 県教育委員会が配置する職員

- ア 青少年自然の家の管理責任者として、所長1名を県教育委員会が配置する。
- イ 所長を補佐する職員1名を県教育委員会が配置する。
- ウ 指導業務を担当する者として、指導員1名を県教育委員会が配置する。
 - ・ 指導業務は、指導員以外の職員も担当する。

(2) 指定管理者が配置する職員

- ア 指定管理者は、指導業務等の執行に必要な連絡調整を行うため、常勤の責任者1名を配置すること。
- イ その他、業務に必要な人員を配置すること。
- ウ 指定管理者が配置する職員に対して、危機管理や接遇等に関する研修を実施し、利用者へのサービス向上に努めるものとする。

(3) 指定管理者が配置する補助指導員

指定管理者は、指導業務の補助を担当する者として、補助指導員を、通年において1名、繁忙期（4月から10月の7カ月）において1名の計2名配置すること。

- ・ 補助指導員は、学校教育法に定める幼稚園教諭又は小学校教諭免許、中学校教諭免許を有する者、児童福祉法に定める保育士資格を有する者、若しくは青少年自然の家に類似する施設で1年以上の指導経験を有する者であること。但し、前述の条件について別途、県教育委員会との協議により了承を得た場合はその決定によるものとする。
- ・ 指導業務の執行にあたっては、所長以下県職員と連携をとりながらその指示に従って業務を進めること。

4 指定管理者が行う業務の範囲・内容

指定管理者は、施設、設備及び備品の機能と環境を良好に維持し、業務が安全かつ円滑に行われるように、以下の業務を行うこと。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

① 施設の秩序維持業務

- (ア) 施設内及び敷地内の巡視を常に行う。
- (イ) 火気取扱い箇所（喫煙コーナーを含む）の巡回を行う。（1日2回以上、適宜）
- (ウ) 宿泊室内の寝具等の整理・衛生管理を行う。

② 備品の管理業務

- (ア) 備品の数量、使用場所、使用状況等の管理を行う。
- (イ) 県有車の運行、保守管理を行う。

③ 敷地・建物等の保守管理業務

- (ア) 敷地内の除草（野外活動コースを含む）を行う。（年4回以上）
- (イ) 駐車場及び玄関等出入口の除雪を行う。
- (ウ) 敷地内の立木の管理（剪定、雪囲い、見回りなど）を適宜行う。
- (エ) 本館及び付帯施設の雪下ろし、雪囲いの設置及び撤去を適宜行う。
- (オ) 野外活動場所及び野外活動遊具の点検を行う。（週1回以上、適宜）

④ 施設設備の修繕業務

小規模な補修修繕（1件100万円未満）については、別に定める修繕費の上限額の範囲内において、指定管理者がその緊急度、必要性に応じて適宜行う。

⑤ 危機管理業務

- (ア) 自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態の場合には、遅滞なく、所長（所長に連絡がとれない場合には次の役職順位の県職員）に連絡し指示を仰ぐとともに、適切な措置を講じたうえ、関係機関に連絡する。施設所在市町村が避難所等として使用する際には、避難所等の管理・運営に協力すること。
- (イ) 危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行う。（年2回以上）
- (ウ) 敷地内及び施設内の安全点検を行う。（月1回以上、適宜）
- (エ) 野外活動等で活動する範囲での利用者の安全確保のために、熊・イノシシ・スズメバチ等の有害な獣・昆虫の出没状況を日々把握し、利用者に情報を提供する。必要に応じて活動場所を制限するなど、利用者の安全確保に万全を期す。

⑥ 玄関等の開錠等の管理業務

- (ア) 開錠及び施錠は確実にを行う。特に、施錠については複数回確認する。
- (イ) 鍵の保管は厳重に行う。

⑦ 施設保守管理業務（詳細 別紙1「施設保守管理業務仕様明細書」のとおり）

- (ア) 清掃業務
- (イ) 暖房設備及び給湯排水設備保守運転業務
- (ウ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (エ) 消防設備保守点検業務
- (オ) 害虫駆除業務
- (カ) 一般廃棄物収集運搬業務
- (キ) 浴槽用循環濾過機及び循環配管の薬品洗浄業務並びに循環濾過機濾材交換業務
- (ク) 地下タンク清掃業務及び地下タンク漏洩検査業務
- (ケ) ボイラー性能検査事前整備点検及び性能検査業務
- (コ) 男女浴槽水水質検査業務
- (サ) 浄化槽保守点検業務（浄化槽法に基づく年1回の清掃業務を含む）
- (シ) 受水槽・高架水槽清掃業務
- (ス) 宿泊室等の寝具・シーツ類等の洗濯業務
- (セ) 給食業務
- (ソ) 石綿含有保温材（煙突断熱材）飛散状況調査業務
- (タ) ばい煙測定業務

- ⑧ 浄化槽届出 富山市環境政策課
- ⑨ 簡易宿所営業許可申請 富山市保健所
- ⑩ 留意点

- (ア) 施設管理について、年間の管理計画を作成し、計画に沿った施設管理作業マニュアルを作成する。
- (イ) 長期的な視野を持ち、健全に施設を維持管理するよう努める。
- (ウ) 施設管理費の低減を図るため、新たな施設管理手法等について積極的に取り組む。
- (エ) 県教育委員会への連絡、報告を密にして計画的な管理を行うとともに、県教育委員会と協力し、事故防止に取り組む。
- (オ) 電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮を行う。
- (カ) 施設保守管理業務については、法的基準を満たす資格者を配置し実施する。
- (キ) 青少年自然の家の運営に支障をきたさないように、また、利用者の安全な利用を確保するため、施設・設備の管理を行い、破損又は不具合が発生したときは、速やかに県教育委員会に報告する。
- (ク) 遊具等を設置する場合は、常に安全な状態が維持できるよう、必要に応じて専門的な点検を行うなどして適切に管理すること。
- (ケ) 青少年自然の家の運営に支障をきたさないように、必要な消耗品を適宜購入・管理し、必要に応じて随時補充する。

(2) 利用の承認に関する業務

① 利用申込受付業務

- (ア) 事前に電話等での利用申し込みの受付を行い、青少年自然の家の利用の受付及び承認（取消を含む）に関する業務を行う。受付に際しては、利用者からの要望に応じて、利用日や利用時間等について柔軟に対応するものとする。
- (イ) 利用者等からの問い合わせに対して、施設の空き状況を確認し、受付簿に記載して整理する。
- (ウ) 利用者から提出された利用申込書を速やかに調査し、利用承認書により承認を行う。また、承認できない場合もその旨利用者に通知する。
- (エ) 利用希望者に関係資料を送付する。
- (オ) 利用に伴う書類の手続きは迅速かつ的確に行う。

② 来館者の案内業務等

- (ア) 青少年自然の家が県の公の施設であることを認識し、常に利用者本位の観点から案内業務を行う。
- (イ) 利用者に活動場所への案内を行う。
- (ウ) 施設見学者への対応を行う。
- (エ) 接客対応、電話対応、団体対応（学校行事、一般団体・視察等）、苦情対応等にあたる。
- (オ) 青少年自然の家に関する要望及び苦情に対しては誠意をもって対応するとともに、速やかに所長へ報告する。

(3) 利用料金等の徴収に関する業務

① 施設利用料金の徴収

- (ア) 施設利用料金の徴収業務（請求書の発行、現金の徴収、領収書の発行）を行う。
- (イ) 徴収した利用料金については、指定管理者の収入とする。

② 利用料金について

- (ア) 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用する。

(イ) 利用料金は、富山県青少年自然の家条例第9条の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が県教育委員会の承認を受けて定めるものとする。

③ 食料料及び野外活動原材料等の徴収

(ア) 食料料及び野外活動原材料等の徴収業務（請求書の発行・現金の徴収・領収書の発行）を行う。

(イ) 徴収した食料料及び野外活動原材料等については、指定管理者の収入とする。

（給食業務に関する費用分担については、仕様書9のとおり）

(4) 指導業務

青少年自然の家は、集団宿泊訓練ほか自然観察、自然探求、野外活動を行う場であり、これらの活動について利用団体の指導・支援等の指導業務を行う。

指導業務は県職員及び補助指導員が行う。ただし、所長が必要と認める場合は、他の職員も指導業務を行うものとする。

補助指導員等は、指導業務の執行にあたっては、県職員と連携をとりながらその指示に従って業務を進めることとする。

① 利用団体の指導業務

(ア) 利用に伴う事前打合せ業務（活動計画の事前指導等）

各団体の利用目的（活動計画）が十分達成できるよう、事前に指導、助言を行う。

(イ) 活動時における指導等

活動計画に基づく活動時において、助言、指導、支援を行う。

各種活動プログラムに対して、助言、指導、支援を行う。

ただし、利用団体の活動や生活についての直接指導は利用団体で行うこととし、利用団体からの要請に基づき、協力、援助するものとする。

(ウ) 活動のための物品の貸出・返納確認及び定期点検業務

② 活動プログラムの開発業務

自然観察、自然探求、野外活動などを効果的に行うための「活動プログラム」の開発を行い、利用者に提供する。

③ 利用促進、サービス向上業務

(ア) 主催事業業務

利用促進が図れるよう青少年自然の家の主催事業を企画、実施する。

主催事業の内容については、別紙2「主催事業の例示」を参考とする。

(イ) 施設案内リーフレット、利用ガイド等の作成・広報業務

案内リーフレット、利用ガイド、主催事業チラシ等をHPで閲覧・ダウンロードできるようにしたり、SNSで発信したりし、効果的な周知方法を検討して利用促進を図る。自然の家の専用封筒を作成し、資料の配布・郵送等のために活用する。

(ウ) ホームページの開設管理業務

青少年自然の家のホームページを開設し、適切に管理するとともに、施設の利用状況や利用ガイド等の情報発信に努める。

リンクは、県教育委員会生涯学習・文化財課と連携する。生涯学習・文化財課の指示があれば直ちに内容を訂正するものとする。

④ 宿直業務

本館及びキャンプ場に宿泊利用者のある夜間においては宿直員を配置し、次の業務を行う。

(ア) 電話等の取次対応

(イ) 館内巡視・消灯業務

(ウ) 緊急時の対応

(エ) その他付随業務

(5) その他の業務

① 自主事業の実施

社会教育施設としての設置目的に対応した自主事業を積極的に実施するものとし、利用者負担を求める場合は料金を示すものとする。呉羽ならではの施設環境を活用したサービスの充実を図るとともに、閑散期について積極的に利用促進をするものとする。

② 事業評価の実施

青少年自然の家の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施する。

③ 各種協議会への加入及び連絡調整

東海北陸地区少年自然の家連絡協議会、富山県青少年教育施設連絡協議会に加入し、それぞれの会則等を遵守するものとし、会費を毎年負担すること。

<参考>

(ア) 東海北陸地区少年自然の家連絡協議会 令和7年度 5,000 円

(イ) 富山県青少年教育施設連絡協議会 令和7年度 10,000 円

なお、各会議に県職員が参加した場合、その旅費及び参加負担金については県で支出する。

④ 西金屋地区協力金、呉羽射水山麓用水土地改良区協力金、くれは悠久の森事業協賛金を毎年支払うこと。

<参考>

(ア) 西金屋地区協力金 令和7年度 40,000 円

(イ) 呉羽射水山麓用水土地改良区協力金 令和7年度 48,160 円

(ウ) くれは悠久の森事業協賛金 令和7年度 10,000 円

⑤ 富山市危険物安全協会に、毎年負担金を支払うこと。

<参考>

(ア) 富山市危険物安全協会 令和7年度 8,000 円

⑥ NHK受信料、簡易専用水道検査料等、必要な経費を負担すること。

(6) 指定管理者の業務から除く範囲

行政財産使用許可については県教育委員会で行う。

(7) その他

① 周辺施設（富山市勤労者体育センター、富山市ファミリーパーク、富山市天文台等）、類似施設及び地域との連携協調を図り、利用者の要望に応じ、青少年自然の家の円滑な運営に努める。

② 業務を実施する者は、その内容に応じ、必要な資格、知識、技能及び経験を有する者とする。

③ 指定管理者は、県教育委員会が配置する所の責任者である所長から指示があった場合はその指示に従うこととし、施設全体の運営を円滑に行うために指導業務を行う県職員と密接に連絡・調整することとします。

5 野外活動ボランティア・リーダー養成講座の実施

野外活動ボランティア・リーダー養成事業を実施することとする。（別紙3「野外活動ボランティア・リーダー養成講座実施要綱」のとおり）

この業務の費用については、指定管理料に含まれています。

6 保険への加入

指定管理者は、青少年自然の家利用者等の事故に対応するため、次の条件以上の保険に加入する。なお、建物火災共済については県で加入する。

(1) **賠償保険** 青少年自然の家利用者、ボランティアの事故等に対応するため。

(2) **傷害保険** 館内遊具利用者等の事故への対応のため。

＜全国青少年教育施設保険制度（賠償責任保険）への加入＞

（内容）

青少年自然の家が管理する施設（建物、遊具、敷地等）の不備あるいは、青少年自然の家の業務遂行上（施設側職員の引率・指導による登山・オリエンテーリング等）の過失により、施設使用者等に損害を与えた結果、施設側が法律上賠償責任を問われる場合に保険料を支払う制度

・支払限度額 対人賠償 1 事故につき 1 億円

対物賠償 1 事故につき 500 万円

(3) **自動車損害賠償責任保険及び任意の自動車保険**

自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合等における損害賠償を保障するため。

＜県有車両（貨客兼用車）への任意保険について＞

（内容）

県有車両を運転中に起こした事故、車の破損に対応するための任意保険（但し運転者の年齢が21歳以上の者が適用するもの。）

・対人補償 無制限

・自損事故障害補償 1,500 万円

・対物補償 1,000 万円 （事故負担金3万円）

・無保険者損害保険 2 億円

・搭乗者損害保険 200 万円 入院 3,000 円 通院 2,000 円

7 その他留意事項

(1) **県教育委員会からの要請への協力**

① 県教育委員会から、青少年自然の家の管理運営並びに青少年自然の家の現状等に関する調査、指示等があった場合には、迅速、誠実、かつ積極的な対応を行うこと。

② その他県教育委員会が実施又は要請する業務（緊急安全点検、防災訓練、業催イベント、要人案内、監査、検査等）への参加、支援、協力、実施を積極的かつ主体的に行うこと。

(2) **協議**

指定管理者は、この仕様書に記載のない事項及び業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、県教育委員会と協議して決定するものとする。

(別紙1) 呉羽青少年自然の家 施設保守管理業務 仕様明細書

業務区分		業務内容	仕様・条件等	
清掃業務	日常清掃	施設、敷地内の清掃及び塵芥収集	休所日及び休館日、施設が指示した日を除く毎日	仕様書 1
	定期清掃	プラスチックタイルの清掃、水拭き及びワックス仕上げ	年 1 回	
	ガラス清掃	ガラス（両面）、窓枠及びドアの清掃	年 1 回	① ガラス磨き剤を使用し、布等によりガラスの両面を丁寧に磨き上げること。 ② 高所でのガラス清掃業務は、安全に十分留意し、安全ベルト、保護ロープを使用する等、万全を期すること。
暖房設備及び給湯排水設備保守運転業務		「暖房設備」「貯油及び給油設備」「給湯排水設備」の運転、操作、整備点検及び簡易な修理等	休所日及び休館日、施設が指示した日を除く毎日	仕様書 2
自家用電気工作物保安管理業務		電気事業法に基づく電気工作物の維持管理	隔月点検 年次点検 臨時点検	仕様書 3
消防設備保守点検業務		消防法に基づく消防設備の保守点検	点検：年 1 回 ホース耐圧性能試験：年 1 回	仕様書 4
害虫駆除業務		厨房及び食品庫のゴキブリ、ネズミ等の駆除	年 2 回	① 使用する薬剤は厚生労働省認可の薬剤を使用し、人畜無害、引火性のないものを使用すること。 ② 処理方法は残留噴霧法・毒餌法・接触法とすること。
一般廃棄物収集運搬業務		一般廃棄物の収集、廃棄物処理場までの運搬	可燃物： 週 2 回程度 不燃物： 週 1 回程度	① 一般廃棄物の搬出にあたっては、青少年自然の家構内及び構外に一般廃棄物を散乱しないこと。 ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。
浴槽用循環濾過機及び循環配管の薬品洗浄業務並びに循環濾過機濾材交換業務		浴槽用循環濾過機（2基）及び循環配管の薬品洗浄、循環濾過機の濾材交換	各年 1 回	① 使用する薬剤は 2 基で 300kg 相当とすること。 ② 薬品による洗浄後は浴槽等の洗浄を十分行うこと。
地下タンク清掃業務及び地下タンク漏洩検査業務		危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則に基づく地下タンクの清掃及び気密検査	年 1 回	仕様書 5
ボイラー性能検査事前整備点検業務及び性能検査業務		ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく性能検査を実施するための措置としてのボイラー（1 基）の点検及び法定検査	年 1 回	仕様書 6

男女浴槽水質検査業務	富山県公衆浴場基準条例に基づく水質検査男子及び女子の浴槽の水質検査	年1回	(検査項目) 濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群数、レジオネラ属菌
浄化槽保守点検等業務	浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検及び清掃 (300人槽1基15m ³ 、30人槽1基1.5m ³)	簡易定期点検項目： 月1回 機能点検項目： 年2回 清掃：年1回	仕様書7
受水槽・高架水槽清掃業務	水道法に基づく水槽の消毒洗浄及び水質検査（残留塩素測定） (受水槽36m ³ ステンレス鋼(sus)製2槽、高架水槽6m ³ FRP製1槽)	年1回	① 薬剤による洗浄後は水槽内の洗浄を十分行う。 ② 業務終了後、実施期間中に業務実施が原因で、水槽の正常運転が確保されていない場合は、速やかに指定管理者の負担でその対処をする
宿泊室等の寝具・シーツ類等の洗濯業務	寝具・シーツ類等の洗濯業務	適宜	仕様書8
給食業務	利用者への給食等の提供	休所日を除く毎日	仕様書9
石綿含有保温材(煙突断熱材)飛散状況調査業務	ボイラー煙突2地点の石綿含有保温材飛散状況と石綿含有保温材の劣化状況の調査	年1回	仕様書10
ばい煙測定調査業務	大気汚染防止法に基づくボイラーのばい煙濃度の測定調査	年2回	仕様書11

共通仕様書

指定管理者は次の事項を徹底すること。

- ① 業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- ② 業務の実施にあたっては、法的基準を満たす資格者を配置し、実施すること。
- ③ 業務の実施にあたっては、安全管理に十分努めるとともに、自然の家その他の業務及び利用者の通行等の支障とならないようにすること。
- ④ 業務の実施にあたっては、既存の施設、設備等を損傷しないように十分注意すること。
- ⑤ 作業に適用した服装を着用すること。
- ⑥ 利用者に不快の念を与えないよう言動に注意すること。
- ⑦ 利用者の迷惑にならないよう安全で臨機応変な作業に努めること。
- ⑧ 業務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。
- ⑨ 排出された汚濁物、廃棄物及び廃濾材は関係法令等を遵守した方法で処理すること。
- ⑩ 作業の実施にあたり、施設や設備等を損傷した場合は、遅滞なく富山県教育委員会に報告し指定管理者の負担で原形に復すること。
- ⑪ 作業員等の緊急連絡先を明確にしておくこと。
- ⑫ 設備機器に異常を認めたときは、直ちに安全確保のため適切な処置を講ずるとともに、富山県教育委員会に報告すること。
- ⑬ この仕様書に定めのない事項又は、運営について必要がある時はその都度協議する。

(仕様書 1) 清掃業務仕様書

1 業務内容

- (1) 日常清掃業務
 - ① 清掃
 - ② 塵芥収集
- (2) 定期清掃業務
プラスチックタイルのワックス仕上げ

2 業務実施日

- (1) 日常清掃業務
青少年自然の家の休所日及び休館日、施設が指示した日を除く毎日
- (2) 定期清掃業務
年 1 回

3 作業員

- (1) 日常清掃業務
必要かつ十分な人数の作業員を常駐させること。
- (2) 定期清掃業務
当該作業に必要な人数を確保すること。

4 業務実施要領

- (1) 清掃
 - ① 清掃業務の範囲、頻度及び仕上げ等の要領は、(別表 1-1)、(別表 1-2) に定めるものとする。
 - ② 青少年自然の家内に備え付けてある屑入れ類は、随時内部の屑類を取り除き、常に清潔を保持すること。
 - ③ 青少年自然の家の周囲は、毎業務実施日に適宜巡回し、塵芥の除去及び除草を行うこと。
 - ④ その他、本仕様書に明示されていない箇所については、状況に応じて適切に清掃を行うこと。
- (2) 塵芥収集
 - ① 青少年自然の家の内外に生ずる塵芥を可燃物と不燃物とに厳密に区分の上、随時所定の塵芥収集場所に集積すること。
 - ② 塵芥収集場所は、その周囲を含め常に清潔を保持し、悪臭が発生しないよう十分注意すること。
- (3) その他付随業務
 - ① 留置物または不審物を発見したときは、速やかに県教育委員会等関係箇所へ連絡し対応すること。
 - ② トイレに備え付けのトイレットペーパー及び水石鹸は、常時その有無を巡回確認し、必要なときは速やかにこれを補充すること。

(別表1-1)清掃業務範囲表

場所名	面積(㎡)	日常清掃	定期清掃	場所名	面積(㎡)	日常清掃	定期清掃
所長室	30.40	○	○	機械室1	60.45	○	×
事務室	44.00	○	○	機械室2(清掃控室含)	17.34	○	×
事務室内書庫等	11.27	○	○				
職員トイレ	4.05	○	×	1Fリネン室前	80.29	○	○
医務室	28.08	○	○	廊下1	15.00	○	○
準備室	29.16	○	×	廊下(和室前+洋室前)	114.00	○	○
玄関	72.00	○	○	廊下3	23.25	○	○
ホール	160.50	○	○	廊下4	24.61	○	○
下足場	30.00	○	×	1F 和室	157.72	○	×
野外調理用具置場	44.00	○	×	押入	24.00	○	×
ラウンジ1	39.90	○	○	1F 洋室	156.00	○	×
ラウンジ2	15.12	○	○	リーダー室	21.00	○	×
ラウンジ3	11.70	○	○	2F男女トイレ	36.00	○	×
食堂1	204.75	○	○	階段1	13.44	○	○
食堂2	45.10	○	○	階段2	21.00	○	○
厨房	113.63	○	×	洗面所	21.94	○	○
食品庫(1.2)	14.40	○	×	集会室	187.58	○	○
厨房休憩室	10.59	○	×	2F 研修室	58.85	○	○
休憩室(押入)	2.89	○	×	ラウンジ	187.06	○	○
厨房事務室	19.25	○	×	脱衣室	54.12	○	○
厨房トイレ	1.20	○	×	浴室	90.20	○	×
倉庫(PS含む)	6.56	○	×	2F 和室	157.72	○	×
1Fトイレ	26.88	○	×	押入	16.00	○	×
リネン室	19.95	○	×	2F 洋室	156.00	○	×
宿直室	21.72	○	×	リーダー室	21.00	○	×
宿直室風呂・トイレ・押入等	17.41	○	×	洗面所	21.94	○	○
電気室	33.04	○	×	トイレ宿泊棟男	42.25	○	×
ポンプ室(厨房通用口)	4.50	○	×	トイレ宿泊棟女	42.25	○	×
乾燥室	20.52	○	×	廊下(和室前+洋室前)	114.00	○	×
小計	1,082.57	1,029.01	662.82	小計	1,935.01	1,857.22	823.08
				総計	3,017.57	2,886.22	1,485.90

床面積

㎡

1階面積合計①	1,840.41
2階面積合計	1,142.72
面積合計(延べ床面積)	2,983.13
建築面積(参考)	1,886.31

日常清掃面積

㎡

1階の清掃面積計	1,840.41
2階の清掃面積計	1,142.72
階段の清掃面積計	34.44
日常清掃面積合計	2,886.22

定期清掃面積

㎡

1階の清掃面積計	941.91
2階の清掃面積計	509.55
階段の清掃面積計	34.44
定期清掃面積合計	1,485.90

敷地内(建物面積を除く清掃対象面積)

㎡

中庭	2,400.00
スポーツ広場	2,500.00
合計	4,900.00

(別表1-2) 清掃業務仕上げ要領

1 日常清掃

項 目	詳 細
ビニールタイル	掃き清掃の上、モップ等による磨き出し
プラスチックタイル	掃き清掃の上、モップ等による磨き出し
テラソー	掃き清掃の上、モップ等による水拭き
磁器タイル	掃き清掃の上、モップ等による水拭き
人造石磨出部	洗剤等による洗浄の上、モップ等による水拭き
フローリング張り	乾布で拭き艶出し 適宜ワックス塗布のこと
パンチカーペット	十分に埃をとること 異物の付着・しみ等の汚れは洗剤等を使用して生地を損なわないこと
畳	電気掃除機で埃を十分取り除くこと 畳を極力磨耗させないこと
腰板・幅木・手摺	乾布または雑巾拭き 適宜洗剤にて汚れを落とすこと
窓金具・ドアノブ等金属部分	乾拭き 適宜研磨剤を使用し、常に光沢を出すこと
鏡	乾拭きで十分磨き上げること 適宜洗剤にて汚れを落とすこと
湯沸し流し台洗面台	洗浄、洗剤又は研磨剤を使用し、常に清潔を維持すること
浴室	洗浄、洗剤又は研磨剤を使用し、常に清潔を維持すること ヌメリを除去すること
便器	洗浄、洗剤、薬剤又は研磨剤を使用し、常に清潔を維持すること
日用の器具・備品	木部分：雑巾で拭く 適宜洗剤にて汚れを落とすこと
	金属部分：布等で埃を取り除き、清潔な状態を維持すること
足拭きマット	土砂等の汚れ落とし 洗浄した場合は十分乾燥させること
その他	必要に応じ、最良の方法で仕上げる

2 定期清掃

項 目	詳 細
プラスチックタイル	掃き清掃・洗浄・乾燥・水性ワックス塗布の上、モップ等による磨き出し

(仕様書 2) 暖房設備及び給湯排水設備保守運転業務仕様書

1 業務内容

- (1) 次に掲げる設備の運転、整備、点検、手入れ及び軽易な修理
 - ① 暖房設備
 - ② 貯油設備及び給油設備
 - ③ 給湯排水設備
- (2) 温度その他必要な指数及び運転状況の記録
- (3) 申請、報告、届出等の各種書類の作成

2 業務実施日

青少年自然の家の休所日及び休館日、施設が指示した日を除く毎日

3 作業員

作業員数は1名以上とし、次の資格を有し、実務経験を有する者とする。

- (1) ボイラー運転技師資格（2級以上）
- (2) 危険物取扱主任者（乙種第4類以上）

4 業務実施要領

(1) 運転監視業務

- ① 設備機器運転時は、適宜巡視点検し、特に室温、浴室水温等には適温であるよう十分注意する。
- ② 点検終了後、保守運転日誌に状況を記録する。

(2) 日常巡視点検業務

- ① 青少年自然の家の設備機器及び施設内は毎業務実施日に適宜巡視点検する。
- ② 設備機器のある場所は、その周囲を含め常に整理整頓を保持する。

(3) その他付随業務

青少年自然の家の設備管理に係り日常派生する軽易な業務については、業務実施者はこれを自己の業務として誠実に遂行するものとする。

(仕様書 3) 自家用電気工作物保安管理業務仕様書

- 1 設備容量・電圧
225 キロボルトアンペア 受電電圧 6,600 ボルト
- 2 非常用予備発電装置
75 キロボルトアンペア 発電機電圧 220 ボルト
- 3 保安管理業務の内容
 - ① 電気工作物の工事、維持及び運用について、設計の審査、工事中の点検、定期点検、測定及び試験を行い、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 60 号）及び電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 61 号）に規定する技術基準並びに電気用品取締法（昭和 36 年法律第 234 号）に適合しない事項がある場合には、必要な指示又は助言を行うこと。
 - ② 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合において、北陸電力株式会社等から通知を受けたとき、又は業務実施者が点検の際発見したときは、応急措置を指導し、事故原因の調査に協力し、再発防止のため、とるべき措置を指示し、又は助言し、必要に応じて精密な検査を行うとともに、電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）に定める電気事故報告及びその手続きの指導を行うこと。
 - ③ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 107 条第 2 項に規定する立入検査の立会いを行うこと。細目及び具体的基準は、次の「保安管理業務等の細目及び基準」に定めるところによる。

保安管理業務等の細目及び基準

- 1 工事の設計審査は、適用する電気関係法令に対する適合、不適合について、その都度行うものとする。
- 2 工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事がある場合、毎週 1 回行い、適用する電気関係法令に対する適合、不適合について、指導又は助言を行うものとする。
- 3 電気工作物の点検及び試験は、原則として次によって（別表 3-1）のとおり行うものとする。
 - ① 隔月点検は、主として運転中の施設の点検、測定及び試験をいい、年間 6 回行うものとする。
 - ② 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験をいい、年 1 回行うものとする。
 - ③ 臨時点検は、必要に応じて施設の内部を点検することをいう。
- 4 （別表 3-2）の点検、測定及び試験については、指定管理者の負担において電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- 5 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、業務実施者が行う応急措置の指導は、北陸電力株式会社等の通知に基づいて、電話連絡又は検査員の派遣により行う。この場合、業務実施者は応急処置の指導を行うために必要とする電気事故の発生個所、異常の状況その他の情報を的確に作業員に連絡するものとする。
- 6 所管官庁が電気事業法第 107 条第 2 項に基づいて行う立入検査には、その都度、業務実施者が検査員を派遣して立会うものとする。

(別表 3-1) 点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験の項目	隔月点検	年次点検	臨時点検
受電設備（二次変電室設備を含む）	区分開閉器、引込み線、電線及び支持物	外観点検	○	○	異常の発生又は発生するおそれがある場合
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験		○	
		区分開閉器動作点検		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験		○	
		保護継電器との結合動作試験		○	
		絶縁油耐圧試験		1回/5年	
		内部点検		1回/5年	
	母線、計器用変成器、断路器、避雷器、電力用コンデンサー	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験		○	
	制御用電池	外観点検	○	○	
		観察点検		2回/年	
		比重測定		2回/年	
		液温測定		2回/年	
		電圧測定		2回/年	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験		○	
		漏れ電流試験	○		
		内部点検		1回/5年	
		絶縁油酸価試験		1回/5年	
		絶縁油耐圧試験		1回/5年	
		絶縁油色相の観察		○	
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験		○	
		保護継電器特性試験		1回/3年	
	各種接地	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		接地抵抗試験		○	
	受電設備の建物、室内キュービクル	外観点検	○	○	

電気工作物		点検、測定及び試験の項目	隔月点検	年次点検	臨時点検
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、その他電気機器類、照明装置、配線及び配線器具、各種機器の接地	外観点検	○	○	異常の発生又は発生するおそれがある場合
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験		○	
		接地抵抗試験		○	
非常用予備発電装置	内燃機関及び付属装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		起動試験	○	○	
	発電機及び励磁装置、各種接地	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗試験	○	○	
		絶縁抵抗試験		○	
	開閉器その他の電気機器類	受電設備と同じ			

(別表3-2)業務実施者の負担において電気工事会社等へ依頼する範囲

対象の電気工作物	依頼する範囲
消防用設備、昇降用設備等のように、取り扱いに法令で定める資格を要するもの コンピューター等のように、電子機器を内蔵し、取り扱いに特別な技術を要するもの	電源から各機器主開閉器までの回路の定期点検（巡視、点検、測定及び試験の基準）で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時電路に接続して使用されるもの又は点検時に現場に置かれてあるものの以外のものの点検、測定及び試験
密閉防爆機器等のように、構造上、点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検、測定及び試験
広告塔、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの	点検現場において、容易にできるもの以外の点検、測定及び試験
非常用予備発電装置の原動機及び非常用予備電源の蓄電池並びにそれらの付属装置	定期点検（巡視、点検、測定及び試験の基準）で実施可能なもの以外の測定、試験及び分解整備

(仕様書 4) 消防設備保守点検業務仕様書

1 業務実施回数

年 2 回

(点検業務 1 回、ホース耐圧性能試験 1 回)

2 作 業 員

消防設備士・消防設備点検資格者等の消防法に定める業務を遂行できるものであること。

3 業 務 内 容

- ① (別表 4)「消防設備一覧」の物件を消防法に基づき点検業務を行う。
- ② 点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、すみやかに富山県教育委員会に報告し、協議の上、最善の処置をとるものとする。

4 付 則

- ① 指定管理者が消防設備の異状を認めた場合や消防設備に影響を及ぼす可能性がある改修等を実施する場合は、事前に富山県教育委員会に通知するものとする。
- ② 消防設備の改修等を必要とする場合や破損・劣化による機器等の更新が必要であると富山県教育委員会が認めたときは、指定管理者はすみやかにこれを実施し、消防設備の保全に努めるものとする。

(別表4) 消防設備一覧

項 目			数 量
消 火 器	小型粉末消火器	A-10	21 本
		A-20	2 本
		A-50	1 本
屋 内 消 火 栓	消火栓 (遠隔装置・消火栓箱)	制御盤 (ポンプ室内)	1 台
		加圧送水装置	1 台
		呼水装置	1 槽
		屋内ボックス	7 台
		起動装置	7 個
		ホース (15m)	14 本
		ノズル (13mm)	7 個
		バルブ	7 個
		表示灯	7 個
		加圧送水装置	7 台
		放水試験	1 式
自 動 火 災 報 知 設 備	受信機 P 型1級	火災10L	1 台
	副受信機	火災10L	1 台
	感知機	差動式スポット型	65 個
		定温式スポット型	51 個
	光電式感知機	煙式スポット型	17 個
	地区音響装置 (電鈴)		10 個
放 送 設 備	発信機		9 個
	非常放送装置		1 台
	スピーカー	壁掛型	50 台
誘 導 灯	非難口	中型	13 灯
		大型	4 灯
	通路	小型	5 灯
非 常 設 備	自家発電装置		1 式
	自家発電装置用蓄電池		1 台
防 排 煙 制 御 装 置	制御装置	受信機内	1 式
	光電式煙感知機		11 個
	自動開閉装置	防火扉	2 個
		垂れ壁	9 個
		防火扉垂れ壁	4 個
	非常通報装置		1 式

(仕様書 5) 地下タンク清掃業務及び地下タンク漏洩検査業務仕様書

1 業務対象設備

地下タンク貯蔵所 7キロリットル 灯油 1 槽

2 業務内容 (年 1 回実施)

(1) 清掃業務

- ・ 地下タンク内の残油の汲み上げ
- ・ 地下タンク内の清掃及び汚濁物等の除去
- ・ 清掃後残油を戻す

(2) 漏洩検査業務 (気密試験)

(1) 加圧試験

ガス加圧、水加圧、実液配管によるタンク及び配管の検査

(2) 「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針」に定める点検の実施

(3) その他付随業務

3 留意事項

業務終了後、実施期間中及び業務実施が原因で地下タンクに異常が発見された場合は、速やかに指定管理者の負担でその対処をすること。

(仕様書 6) ボイラー性能検査事前整備点検業務及び性能検査業務仕様書

1 整備点検検査対象設備

ボイラー型式 SAD-707-SKM
 オイルバーナー型式 MS-160-HK
 ストレージタンク 貯油槽

2 事前整備点検内容 (年 1 回実施)

燃 焼 装 置	油加熱器及び燃料送給装置	損傷の有無
	バーナ	汚れ又は損傷の有無
	ストレーナ	つまり又は損傷の有無
	バーナタイル及び炉壁	汚れ又は損傷の有無
	ストーカ及び火格子煙道	損傷の有無 漏れその他の損傷の有無 及び通風圧の異常の有無
自動制御装置	起動及び停止の装置 火炎検出装置 燃料遮断装置 水位調節装置並びに圧力調節装置	機能の異常の有無
	電気配線	端子の異常の有無
附属装置及び附属品	給水装置	損傷の有無及び作動の状態
	蒸気管及びこれに附属する弁	損傷の有無及び保温の状態
	空気予熱器	損傷の有無
	水処理装置	機能の異常の有無

3 ボイラー性能検査業務

ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく性能検査業務

(仕様書 7) 浄化槽保守点検等業務仕様書

1 業務対象物件の処理能力

300人槽(1基) 15立方メートル／日

30人槽(1基) 1.5立方メートル／日

2 業務内容

(300人槽・30人槽共通業務)

簡易定期点検項目 (月 1 回実施)	機能点検項目 (年 2 回実施)	
薬剤注入 スカムの量 予備ろ過槽の状況 酸化タンクの状況 酸化タンクの臭気 その他必要な付随業務	散気・攪拌装置	
	異物のからみつき	
	腐敗式	一次処理
		スカムの生成
		汚泥の生成
		予備ろ過槽の状況
		二次処理
		散水・流水状況
	共通項目	生物膜層の外観
		臭気の発生状況
		消毒室
		スカム・汚泥の有無
		消毒薬の補充
		ポンプ
		作動状況
		放流管
		目詰まり等の状況
		その他
		蚊・蠅の発生
		薬剤等の混入
	機能検査 (水質検査)	外観
		臭気
		水温
		透視度
		SV (%)
		PH
		溶存酸素
		残留塩素
		亜硝酸性窒素
		塩素イオン濃度
	その他	必要な付随業務

・上記点検のほか、浄化槽法に基づく年 1 回の清掃業務

3 留意事項

浄化槽法・同法施行規則・その他の諸法令に基づき業務を遂行する。

(仕様書 8) 宿泊室等の寝具・シーツ類等の洗濯業務

- 1 寝具類は常に清潔に保つこと。
- 2 枕カバー、シーツは、使用の都度クリーニングを行うこと。

3 洗濯物の品名・寸法

品 目	規格 (mm)
枕カバー	650×380
シーツ	2450×1450
包布	1900×1000
毛布	2000×1650
敷布団	1900×950
掛布団	1900×1500
タオルケット	1900×1500
カーテン	2500×2000

※ 枕カバー、シーツはリース品の使用も可とする

(仕様書 9) 給食業務仕様書

1 業務実施日

青少年自然の家の休所日を除く毎日

(ただし、施設利用者から給食等の要望がない場合はこの限りではない。)

2 業務内容

- ① 次の時間帯に、利用者に食事の提供を行うものとする。

種類	朝食	昼食	夕食
時間	7:30～8:15	12:00～13:00	17:30～18:30

食事料金は、県教育委員会の意見を聞き、指定管理者が定めるものとする。

- ② ①の食事以外に、補食、弁当、特別食、野外炊飯材料等の提供を行うこととし、その価格は指定管理者が定めるものとする。

3 業務実施要領

- ① 食事料については、利用者に負担を求めること。
- ② 「日本人の食事摂取基準」を標準とし、必要な栄養価及び栄養量を確保すること。
- ③ 1ヶ月分の献立表を作成すること。
- ④ やむを得ない理由により献立を変更しようとするときは、利用者に影響が出ないようにすること。
- ⑤ 給食の副食1食分を保存食として、食品衛生法に定められた期間保管すること。
- ⑥ 安全及び衛生管理を徹底すること。

4 作業員

- ① 作業員は食数に応じた人数を配置し、常に提供可能な体制をとること。
- ② 作業員は身だしなみに留意するとともに、身体及び被服は常に清潔を保持すること。
- ③ 作業員を業務に従事させる場合は、あらかじめ富山県教育委員会に従業員の名簿及び検便証明書を提出し、承認を受けること。

5 経費の負担

給食業務に関する経費は次のとおりとする。

- ① 県の負担
給食業務に必要な施設設備（改修及び補修の経費を含む）、備品
- ② 指定管理者の負担
 - ア 給食業務に必要な給湯料（ボイラー設備による給湯）
 - イ 給食等に必要な主食及び副食材料費
 - ウ 給食業務従業員の給与費、福利厚生費及びその他付随する経費
 - エ 給食業務に必要な電気、ガス及び水道にかかる経費
 - オ 前項に掲げる経費以外の給食業務に必要な経費

6 留意事項

- ① 材料等の購入代金の支払等について誠実に行い、対外関係において富山県教育委員会の信用を失墜することのないよう留意すること。
- ② 給食業務に関して生ずる一切の事柄について、その責めを負うこと。
- ③ 厨房から退出するときは、電気、ガス及び水道等のスイッチ・元栓等の点検並びに清掃を行い、火気その他異常がないことを確認すること。

(仕様書 10) 石綿含有保温材（煙突断熱材）飛散状況調査業務仕様書

1 業務内容

ボイラー使用時において、石綿含有保温材が環境大気中に飛散していないか確認するとともに、石綿含有保温材の劣化状況を調査する。

2 調査場所

- ・ボイラー煙突（計2地点）
煙突排出口1地点、灰出口周辺1地点

3 調査業務の内容

JIS K3850-1（空気中の繊維状粒子測定方法－第1部）の6.1（位相差顕微鏡法）により調査を行う。試料採取は、メンブレンフィルターを装着したろ紙ホルダーを各調査地点に設置し、吸引ポンプにより吸引することにより、メンブレンフィルター上に捕集された石綿繊維を位相差顕微鏡により計数することにより分析する。

（1）煙突排出口の場合

ボイラー稼働中に、煙突排出口の上部（風下側）にろ紙ホルダーを設置して、試料採取を行い、排出ガス中の石綿繊維がないか確認を行う。

（2）灰出口周辺の場合

ボイラー稼働中に、灰出口を閉めた状態にて、その周辺にろ紙ホルダーを設置して、試料採取を行い、灰出口からの石綿の漏れ出しがないか確認を行う。

＊（1）（2）ともに、5 L/minの流速にて2時間採取を実施する。

（採取量600 L、定量下限値0.5 f/L）

（3）煙突断熱材の劣化診断

煙突灰出口および頂部より内部を目視またはファイバースコープにより確認する。劣化状況は、「著しく劣化」「劣化」「やや劣化」「一部劣化」「一部損傷」「通常」の6段階で評価する。

【目視での劣化判定基準】

劣化の表記	定義
著しく劣化	全体的にはく落等が発生し、調査対象建材が落下するなど著しい劣化が認められる
劣化	全体に劣化が認められる
やや劣化	全体に劣化が認められる。劣化の程度は著しくない
一部劣化	部分的な劣化
一部損傷	物品などの衝突等による部分的な損傷
通常	劣化が認められない

4 作業員

建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者、作業環境測定士

5 調査日程

毎年度10月頃

調査日程は、施設の職員と相談のうえ決定する。

(仕様書 11) ばい煙測定調査業務仕様書

- 1 調査内容 大気汚染防止法第 16 条（ばい煙量等の測定）に基づいて、ボイラーのばい煙濃度の測定調査を行う。
 ばいじん濃度測定 （JIS Z 8808）
 硫黄酸化物測定 （JIS K 0103）
 窒素酸化物濃度測定（JIS K 0104）
- 2 調査場所 1 階機械室内 暖房給湯用ボイラー 1 基
- 3 調査日程 以下日程で年間 2 回調査する。
 第 1 回目 毎年度 8 月 頃
 第 2 回目 毎年度 1 月 頃
 調査日程は、施設の職員と相談のうえ決定する。
- 4 調査結果の保存 大気汚染防止法施行規則第 15 条に基づいて、測定結果は 3 年間保存する。

(別紙2) 主催事業の例示(令和7年度)

事業名	実施時期	内容	対象者
春のファミリーフェス	4月	・たけのこ掘り ・池遊び ・オリエンテーリング ・キャンプファイヤー 等	18歳未満の子どもとその家族
野外活動ボランティア養成講座	5月	・ボランティアの育成 ・野外活動体験 ・救急処置、AED講習 等	学生、一般 30名程度
大好き!くれはSAとやま	8月	・野外活動体験 ・竹のクラフト体験 ・キャンプ泊 等	小学4年生 ～6年生 30名程度
KUREHA Say! Show Open Day	9月	・野外活動体験 ・クラフト体験 ・軽スポーツ ・飲食販売コーナー 等	どなたでも
くれはde秋のワクドキ合宿	11月	・野外活動体験 ・ステージ発表 ・クラフト体験 ・軽スポーツ 等	小学1年生 ～3年生 40名程度
くれはdeたき火	1月 2月	・野外炊飯 ・雪遊び ・バンパーチャレンジ 等	親子・一般 50名程度

(別紙3) 野外活動ボランティア・リーダー養成講座実施要綱

1 目 的

ボランティアの意義を理解し、野外活動ボランティアとして活動する人材を養成する。

2 講座内容

自然の中での楽しみ方、野外活動プログラムの計画や実施の仕方、レクレーションゲームやネイチャーゲームの知識や技術などを以下の講義等を通じ学ぶと共に、リーダーとしての指導力を身に付ける。

講義1 ボランティア概論（外部講師）等

講義2 課題解決ラリー等

講義3 野外炊飯（カレーライス、うどんづくり）等

講義4 自然解説（外部講師）等

講義5 青少年自然の家のプログラム等

講義6 救急救命講習等

3 実施期間 1泊2日

4 募集人員 25名程度

5 受講料

受講料は宿泊費、保険料代とする。また資料代、実習材料費は指定管理者の負担とする。

6 登 録

講座の修了者には、「修了証」を交付し、青少年自然の家のボランティアとして、登録する。希望者があれば、活動証明書等も交付する。

7 活 動

ボランティア登録者には、4月当初に当年度の養成講座の案内及び当年度のボランティア活動を実施の意志の確認書を送付する。そこで養成講座参加の有無と活動可能な事業等について回答してもらう。

8 その他

実施については、富山県教育委員会と協議のうえ、実施するものとする。